大阪市告示第1390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第３条第１項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第６条第６項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

西心斎橋タワーレコードビル

大阪市中央区西心斎橋二丁目16

⑵　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,569㎡

⑶　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０㎡

⑷　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和８年８月25日

⑸　廃止する理由

入居テナントの変更の為

２　届出年月日

令和８年８月26日

３　届出者の氏名及び所在地

ミナトクリエイト株式会社　代表取締役　木下　仁湊

大阪市中央区西心斎橋四丁目２番11号

（経済戦略局産業振興部産業振興課）